

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
<p>総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。</p>	国土交通省	<p>国土交通省が扱う317の行政手続等についてオンライン化実施済（平成15年1月末時）</p>	<p>オンラインによる申請・届出等の普及には時間がかかるため、今後、具体的成果が表れるものと思料しているところ。</p>	<p>普及の促進とともに、一層の利用促進を図る必要がある。</p>	<p>①、②、③ 「国土交通省行政手続等の電子化推進アクション・プラン」（平成14年7月30日）に従って、順次オンライン化を推進していく予定。</p>
<p>関係府省は、地球温暖化対策を進める観点から、低公害車、環境配慮型の住宅、建築物及び機器等の開発・普及に係る民間企業の取組みを促進し、新たな需要や産業の創出を円滑化する。</p>	国土交通省	<p>貨物運送取扱事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年国土交通省令第11号）及び鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成15年国土交通省令第12号）を平成15年2月14日に公布した。</p>	<p>・今般の法改正により、第一種利用運送事業の参入規制の許可制から登録制への緩和、第二種利用運送事業の幹線輸送モードへの海運の追加、運賃・料金の事前届出制の廃止等により、利用運送事業の活性化、効率化が図られることとなる。</p>	<p>・改正法の施行に向け、運用上の措置について整備する必要がある。</p>	<p>①運用上の措置を整備し、「鉄道事業法の一部を改正する法律」を平成15年4月1日に施行する。 ②施行済 ③施行済</p>

<p>国土交通省は、国際港湾機能を強化するため、ITを活用した航行規制の効率化によるノンストップ航行を平成15年度以降順次実現するなど、規制・制度や運用面での改革を推進し、関係府省は連携して、平成15年度のできる限り早期に輸出入・港湾関連手続きのワンストップサービス（シングルウィンドウ化）を実現する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>(1) 海上ハイウェイネットワークの構築</p> <p>○船舶航行の安全性と海上輸送の効率性を両立させた海上ハイウェイネットワークを構築するため、以下のソフト施策とハード施策を有機的に組み合わせる実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい交通体系、管制制御手法等の検討を行っている委員会において、これまでの調査・検討を踏まえ、関係者の意見・ニーズ等を調査するとともに、シミュレーション等を実施し、ITを活用した航行規制の効率化によるノンストップ航行の実現に向けた検討を行った。 <p>1) 東京湾船舶交通体系委員会 平成15年2月 第2回委員会 平成15年3月 第3回委員会</p> <p>2) 東京湾管制制御システム委員会 平成15年2月 第2回委員会 平成15年3月 第3回委員会</p>	<p>(1) 海上ハイウェイネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京湾で大規模海難が発生した場合の被害想定、安全性と効率性を両立させた新たな交通体系、湾内ノンストップ航行の実現に向けた所要の評価・検討を行うとともに、AISを活用した次世代型航行支援システムの実施設計の一環とした実証実験を行った。 	<p>(1) 海上ハイウェイネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14年度の検討結果について安全性と効率性の両面からの総合的評価及び関係者の合意形成が必要 	<p>(1) 海上ハイウェイネットワークの構築</p> <p>②平成15年度末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会を開催し、14年度の結果について安全性と効率性の両面から総合的に検討を行い、最終的な成案を得る。 ・東京湾及びその周辺海域においてAISを活用した次世代型航行支援システムの基盤となるAIS陸上局の整備を行う。
---	--------------	--	---	---	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年12月、AIS（船舶自動識別装置）を活用した次世代型航行支援システムの実施設計の一環として、東京湾及びその周辺海域を対象に平成15年度設置予定のAIS陸上局について、AISの通信・識別機能の確認及び有効エリア確定のための実証試験を実施した。 ・東京湾等の輻輳海域において高速航行する船舶に求められる運航・性能要件を評価するため、高速船用シミュレータを整備 ・シミュレータの機能を評価するため、船員経験者による予備的な実験を開始 ・国際海上コンテナターミナルの整備、国際幹線航路におけるボトルネックの解消等の基盤整備を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予備的な実験結果を基に輻輳海域での高速航行に係る課題を抽出し、平成15年度に実施するシミュレータ実験のためのシナリオを作成 ・国際港湾機能強化のための事業の進捗等が図られた。例えば、18年度の供用を目指して名古屋港飛鳥埠頭南地区において大水深国際海上コンテナターミナルを着工 	<ul style="list-style-type: none"> ・実験シナリオの妥当性、設定された性能・運航要件の妥当性を評価するため、有識者による委員会を立ち上げるなどして検討を行う必要がある。 ・国際港湾機能強化のための円滑な事業実施・推進 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国会会期末： <ul style="list-style-type: none"> ・実際の航行に当たって想定されるシナリオの設定 ・シナリオに基づいたシミュレータ実験による性能要件の抽出及び運航体制の提案 ・安全性に係る評価指標の作成 ・シナリオ、要件に対する検討委員会を立ち上げ ②平成15年末： <ul style="list-style-type: none"> ・シミュレータ実験を通じて、性能・運航上の要件に対する安全性評価及び要件設定を実施 ・航行援助機能の提案 ③それ以降： <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ実船を用いた実証実験を実施 ①～③： <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国際海上コンテナターミナルの整備、国際幹線航路におけるボトルネックの解消等、国際港湾機能強化のための基盤整備を推進。
--	--	---	---	---	---

<p>国土交通省は、国際港湾機能を強化するため、ITを活用した航行規制の効率化によるノンストップ航行を平成15年度以降順次実現するなど、規制・制度や運用面での改革を推進し、関係府省は連携して、平成15年度のできる限り早期に輸出入・港湾関連手続きのワンストップサービス（シングルウィンドウ化）を実現する。</p>		<p>(2) スーパー中枢港湾の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアの主要港を凌ぐ港湾サービスを実現するため、先導的・実験的に民間ノウハウを活かし市場原理に立脚したコンテナターミナルの経営を実現する「スーパー中枢港湾（国際海上コンテナ輸送における構造改革モデル港湾）」を15年度中に指定する予定。 ・我が国におけるコンテナ物流のコスト・サービスを向上させるために、スーパー中枢港湾の育成のための先導的・実験的施策を含む今後の港湾政策のあり方について交通政策審議会答申がとりまとめられた（H14. 11. 29）。 	<p>(2) スーパー中枢港湾の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H14. 12. 6の第二回スーパー中枢港湾選定委員会において「わが国経済活性化に向けたスーパー中枢港湾のあり方」及び「スーパー中枢港湾指定のための基準」がとりまとめられ、スーパー中枢港湾の役割と課題・あり方及び指定のための基準が定められた。 ・H15. 1. 14までに、スーパー中枢港湾の指定をめざし、7港湾管理者、1グループの応募があった。（東京都、川崎市、横浜市、名古屋港管理組合、四日市港管理組合、神戸市・大阪市（1グループとして応募）、北九州市、福岡市） 	<p>(2) スーパー中枢港湾の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理に係る地方行政の広域連携の実現 ・次世代高規格コンテナターミナルオペレーターの育成 	<p>(2) スーパー中枢港湾の育成</p> <ol style="list-style-type: none"> ①第156回国国会会期末 <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年2月24日に第三回委員会の議を経て、スーパー中枢港湾候補を選定。 ・候補となった港湾の管理者は、 <ol style="list-style-type: none"> 1) 港湾の広域連携とコスト・サービス構造等の改革の促進、 2) そのために必要な次世代高規格コンテナターミナルオペレーターの育成等の手順、 3) これらを支える官民一体となった協力体制の構築、IT基盤等の確保、港湾を核としたロジスティクス機能の拡充、 を具体化するための行動計画（スーパー中枢港湾育成プログラム）を作成 ②平成15年末 <ul style="list-style-type: none"> ・H15年度中に指定基準に適合する候補をスーパー中枢港湾として指定 ③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> ・指定されたスーパー中枢港湾の育成プログラムの実施
---	--	--	--	--	--

	<p>・スーパー中枢港湾の育成に向けて、国土交通省港湾局と海事局とが共同で「スーパー中枢港湾選定委員会」を14年10月、12月に開催し、平成15年度中のスーパー中枢港湾の指定に向けて、中枢国際港湾の港湾管理者のなかから候補を募集し、各応募者から目論見書（スーパー中枢港湾育成に向けたアイデア）が提出された。</p> <p>H14. 10. 7 第一回委員会開催 H14. 12. 6 第二回委員会開催 H14. 12. 11～H15. 1. 14 スーパー中枢港湾の指定を目指す港湾管理者を公募 H15. 1. 20～21 応募者からのトレーニングを実施</p> <p>・地方公共団体からの要望に応え、構造改革特別区域法に港湾法等の特例として特区内の重要港湾において行政財産である港湾施設の、たとえば30年間の、貸付けを可能とする制度を創設した。</p>			<p>①第156回国会会期末 ・特区法の特例部分は平成15年4月1日より施行される予定。</p>
--	--	--	--	---

<p>国土交通省は、国際港湾機能を強化するため、ITを活用した航行規制の効率化によるノンストップ航行を平成15年度以降順次実現するなど、規制・制度や運用面での改革を推進し、関係府省は連携して、平成15年度のできる限り早期に輸出入・港湾関連手続きのワンストップサービス（シングルウィンドウ化）を実現する。</p>	<p>関係府省 (国土交通省)</p>	<p>(3)シングルウィンドウ化の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出入・港湾関連手続きのシングルウィンドウ化については、平成15年7月中の運用開始を目標に関係府省と連携、協力しつつ、鋭意システム開発作業中。 ・平成14年10月から11月にかけて、全国6箇所で、船会社、船舶代理店等利用者への関係府省合同による説明会を実施した。 ・港湾諸手続きの申請先の1つである港湾管理者(地方自治体等)に対して、シングルウィンドウ化の一翼を担う港湾EDIシステムへの参加の要請を実施している。 	<p>(3)シングルウィンドウ化の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船会社、船舶代理店等、民間事業者に対しシステム概要についての理解を深め運用開始時における利用拡大の素地を形成。 ・港湾管理者の平成15年度の港湾EDIシステム参加予定港湾数は、90港程度(平成14年度は31港)【港長については平成14年4月から全特定港(86港)で実施済】 	<p>(3)シングルウィンドウ化の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シングルウィンドウ化の円滑な導入に向け、関連システム間の接続試験を入念に行う必要がある ・システムについて、より一層の理解を得て、多くの方に利用してもらうために、具体的な利用方法等の説明会を実施する必要がある。 	<p>(3)シングルウィンドウ化の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> ①第156回国会会期末 <ul style="list-style-type: none"> ・関連システム間の接続試験を実施予定。 ・平成15年7月中を目標とするシングルウィンドウ化の実現に併せて正式運用を開始する港湾EDIについて、第156回国会において港湾法等一部改正を行い、国による適正な管理運営を実現する。 ②平成15年末 <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年7月中(目標)の運用開始後、その成果等の評価を行う予定。 ③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> ・当該評価等を踏まえつつ、見直しが必要なものについては、適宜、措置していく予定。
---	-------------------------	--	--	---	---

ホ. その他の制度改革

<p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省は連携して、平成14年度から、情報通信環境の高度化、地域コミュニティ形成、ビジネス環境整備、就業条件の確保等を通じて、テレワーク・SOHOなど多様な働き方を支援する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>総務省、厚生労働省、経済産業省と連携して、「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」を実施し、テレワーク推進のための総合的な支援方策を検討している。</p> <p>また、総務省、厚生労働省等と連携して、情報通信機器にあまり習熟していない女性・高齢者等がテレワークを手軽に実施できるコンテンツを試作するとともに、スキル習得のための講習会等を実施した。</p> <p>さらに、勤労者を対象としたエッセイコンテスト及び記念セミナーによる普及啓発活動を実施した。</p>	<p>総務省、厚生労働省、経済産業省と連携して実施した、「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」により、テレワーク人口及びテレワーク推進上の課題等のテレワークの実態を明らかにしているところ。</p> <p>また、コンテンツの試作と、スキル習得のための講習会の実施等により、女性・高齢者等の社会参画に資する環境整備を推進した。</p> <p>さらに、エッセイコンテスト及び記念セミナーにおいては、勤労者がテレワークにより実現しているライフスタイルの紹介・表彰や、企業におけるテレワークの先進事例等の紹介を行い、テレワークの推進のための気運を醸成した。</p>	<p>現在進めている「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」の結果等を踏まえて、総務省、厚生労働省、経済産業省と連携して、テレワークを推進する上での課題と総合的な支援方策について検討していく必要がある。</p> <p>また、女性・高齢者等の社会参画に資するため、試作したコンテンツの充実を図る必要がある。</p> <p>さらに、テレワークの普及啓発活動の継続的な実施が必要である。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」の結果分析とテレワーク推進上の課題、支援のあり方等をまとめ、シンポジウムで公表予定。 ②総務省、厚生労働省、経済産業省と連携して、テレワークの総合的な支援方策を検討・実施するための「テレワークモデル都市制度」について検討していく。 また、平成14年度に試作したコンテンツを充実させ、テレワーク実施環境の整備を行う。 さらに、シンポジウム等の普及啓発活動を実施していく。 ③テレワークモデル都市の指定を行い、総合的な支援を実施するとともに、シンポジウム等の普及啓発活動を実施す
---	--------------	---	--	--	--

<p>関係府省は、平成14年度、電力会社、鉄道事業者、国、地方自治体が保有する未利用光ファイバーの一層の開放を促し、より自由な設備やサービスの提供を行えるよう環境整備をする。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>国土交通省では、「e-Japan重点計画-2002」にも掲げられている「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」を支援するための措置として、国の管理する河川・道路管理用光ファイバーのうち当面利用予定のないものについて、平成14年6月から民間事業者等への開放制度を運用している。</p>	<p>現在、利用申し込みを終え、兼用工作物管理協定の締結等、必要となる諸手続きを実施している。</p>	<p>現在、手続きを進めているところ。</p>	<p>(現在進行中であり、①～③の分類とはならない) 引き続き施設管理用光ファイバーネットワークの形成を推進するとともに、国の管理する河川・道路管理用光ファイバーのうち当面利用予定のないものがある場合には適宜開放を行う。</p>
<p>関係府省は、主要港湾における24時間フルオープン化の早期実現に向け行政を含めた関係者の取組みを平成14年度より、一層促進するとともに、港湾物流の迅速化等についても引き続き推進する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>平成14年度において、港湾物流効率化推進調査委員会を設置し、コンテナターミナルゲートの24時間フルオープン化の実現に向けて、平成14年10月から本年1月にかけて横浜港において実証実験を実施し、本年3月には実証実験のとりまとめを行う予定。 また、平成14年度補正予算において、横浜港以外の港湾についても、各港湾ごとのコンテナターミナルゲートの24時間フルオープン化に向けた関係者の取組の支援、システムの検討等を行う予定。</p>	<p>昨年11月12日には、東京港をはじめ主要7港においてゲート作業を21時まで実施することが港運労使間で合意された。 また、年末年始において全国で合計630隻(昨年実績545隻)の船で荷役が実施された。</p>	<p>コンテナターミナルゲートオープン時間の更なる延長。</p>	<p>C I Q官庁等と連携しつつ、引き続き、関係者の取組を支援。</p>
<p>総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>地理情報標準のJIS化のため、 ・専門用語の審議を行った。 ・国際標準化機構(ISO)において国際規格となった項目 GISアクションプログラム2002-2005に基づき、引き続きGIS関連諸施策を推進している。</p>	<p>JIS化のための専門用語の整備。 GISを利用する基盤環境を概成し、GISを有効に活用し、行政の効率化と質の高い行政サービスの実現を図る取り組みを進めている。</p>	<p>ISOにおいて国際規格となった項目について、順次JIS化を図る。 今後もGISアクションプログラムの施策の着実な推進に努める。</p>	<p>①日本工業標準調査会(JISC)に対する準備。 ②JISの審議・制定。 ③国際規格となった項目について、順次JIS化を図る。 ①②③GISアクションプログラムの施策の着実な推進に努める。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）を全国の主要な料金所（約900カ所）に整備 ・ETCの普及促進を目的として「ETC前払割引」を導入 ・道路交通情報通信システム（VICS）によるサービスを概ね全国で実施。 ・走行支援システムの実道実験を実施。 ・一つの車載器でETCや駐車場管理等の路車間通信を活用した官民の多様なサービスを利用できる技術の研究開発を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体交通量の約9割がETCサービスを利用可能 ・道路交通情報通信システム（VICS）によるサービスが概ね全国で利用可能 		<p>※平成15年度中（実施時期は未定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ETC車載器リース制度の創設 <p>※平成15年度中（実施時期は未定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ETC利用者に特化した多様な料金施策の実施 <p>③それ以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度末までに、基本的に全ての料金所にETCを整備 <p>①②③（継続実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つの車載器でETCや駐車場管理等の路車間通信を活用した官民の多様なサービスを利用できる技術の研究開発など、各種ITSサービスの研究開発・導入を推進
<p>「循環型社会形成推進基本計画」を平成14年度末までに策定し、関係府省は、循環型社会に対応した新たなライフスタイル、ビジネススタイルの普及を推進すること等により、静脈産業の育成、グリーン物品の市場拡大等を図る。</p>	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・東京圏における建設廃棄物共同集配システム実証実験の実施 東京圏の臨海部等の遊休地を活用したリサイクル事業を促進するフィージビリティスタディ調査を実施。 ・調査対象廃棄物 コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、金属くず、廃プラスチック等の建設廃棄物等 ・調査項目 ①産業廃棄物の排出・収集・運搬・処理・再資源化の現状と課題の把握。 ②収集・運搬・再資源化の関連インフラの状況と課題の把握。 ・トラック等による効率的・低コストの収集・運搬システムの検討。 ・現在、実験結果解析及び各種課題の検討を実施中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実験結果を整理の上、成果の利活用が図られるべく記者発表予定。 ・今後、今回実験を行った廃棄物共同集配システムの導入促進を図るための基礎資料として活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実験結果を整理し、課題については今後整理の予定。 ・建設廃棄物の共同収集・運搬の管理・運営基地となるリサイクルセンターの検討。 	<p>①第156回国国会会期末 実験結果の整理後、建設廃棄物共同集配システムの導入促進に係る検討を実施する。</p> <p>②平成15年末 必要があれば、今回の実験により判明した課題及びシステム導入促進に係る検討を踏まえ、システムの改善に係る追加的な検討を実施する。</p> <p>③それ以降 建設廃棄物共同集配システムの導入促進に係る施策検討を実施する。</p>

関係府省は、廃棄物・リサイクル処理などの環境技術の実用化に向けた研究開発等を進めることにより、経済活動の環境への負荷を低減し、環境セクターを創出し、拡大する。また、関係府省は、自動車リサイクル制度の創設や、各種リサイクル法の着実な実施など循環型社会の構築に向けた取組みを推進する。

国土交通省

・平成14年11月29日に「港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築」が、交通政策審議会の答申の中に位置づけ。
 ・「港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築」へ向け、静脈物流基盤の整備を平成15年度港湾整備事業費で要求。
 ・リサイクル関連団体やリサイクルポートに指定された港湾管理者等から構成される「港湾を核とした静脈物流システム事業化検討委員会」を開催し、具体的取組について検討を行った。
 平成14年11月1日：第1回委員会開催 平成14年12月11日：第2回委員会開催
 ・廃棄物最終処分場の逼迫化に対応するため、平成14年7月に民活法特定施設に追加された「廃棄物海面処分場延命化施設」に関する基本指針を告示した(平成15年1月16日)。
 ・グローバルな視点からの循環型社会の構築に寄与するため、循環資源の輸出ターミナルの拠点化・大型化・情報ネットワーク化等による効率的な国際静脈物流システムの構築

・平成14年5月30日に、広域的なりサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾(リサイクルポート)として、室蘭港・苫小牧港、東京港、神戸港、北九州港を1次指定した。

・低廉で環境負荷の小さい静脈物流ネットワークを構築するための拠点となるリサイクルポートの配置。
 ・港湾を核とした静脈物流システムの事業化を促進する官民パートナーシップの構築。
 ・将来発生量が見込まれる鉄くず等の余剰循環資源の有効活用と効率的な国際静脈物流システムのあり方。

- ①第156回国国会期末
 ・平成14年度中に「港湾を核とした静脈物流システム事業化検討委員会」の検討成果を公表する。
 ・平成15年4月にリサイクルポートの2次指定を行う。
 ・平成15年4月に民間企業やリサイクルポートに指定された港湾管理者等によって構成されるリサイクルポート推進協議会を設置する。
- ②平成15年末
 ・国際静脈物流システムの構築のための調査を行い、具体的取組について取りまとめを行う。
 ・港湾整備事業により、岸壁・ストックヤード等の静脈物流基盤の整備を引き続き推進する。
- ③それ以降
 ・リサイクルポートの形成を支援するため、港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築に向け諸施策を推進する。

<p>関係府省は、地球温暖化対策を進める観点から、低公害車、環境配慮型の住宅、建築物及び機器等の開発・普及に係る民間企業の取組みを促進し、新たな需要や産業の創出を円滑化する。また、国土交通省は、平成14年度から利用運送事業者等の取組みを促進するための参入規制の見直し等により環境負荷低減型物流への転換を進める。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>スーパーエコシップの市場ニーズ調査、船種、主要目、具備すべき要件等の検討やCADとCFD（数値流体力学）を統合した船型設計及び総合性能評価システムの研究開発、CFDと水槽試験による新船型の性能評価試験、二重反転式ポッド型推進器の要素モデル試験等の研究を実施。スーパーエコシップの平成18年度からの速やかな市場への投入を可能とするため、平成14年度補正予算により、予定されている研究開発を前倒しして実施。</p>	<p>在来船の半分がスーパーエコシップに代替され、副次的にモーダルシフトが進むことでさらに長距離雑貨輸送の10%に相当する分の新造船需要が見込まれる。これらの経済効果は金額にして10年間で約6300億円である。また、これに伴い、船用ガスタービン保守管理会社等の新規産業が創出され、約6万人の誘発雇用が見込まれる。</p>	<p>スーパーエコシップの普及に不可欠な乗組み制度等の検討を行う必要がある。</p>	<p>①二重反転式ポッド型推進器の実寸モデルの設計・製作 ②二重反転式ポッド型推進器の実寸モデルの設計・製作 スーパーエコシップ搭載用高効率船用ガスタービン(SMGT)の設計 実証船の基本設計 ③二重反転式ポッド型推進器の実寸モデルの試験、スーパーエコシップ搭載用高効率船用ガスタービン(SMGT)の製作、実証船の詳細設計・建造および実証試験</p>
<p>国土交通省は、国際港湾機能を強化するため、ITを活用した航行規制の効率化によるノンストップ航行を平成15年度以降順次実現するなど、規制・制度や運用面での改革を推進し、関係府省は連携して、平成15年度のできる限り早期に輸出入・港湾関連手続きのワンストップサービス（シングルウィンドウ化）を実現する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>(1) 海上ハイウェイネットワークの構築 (再掲)</p> <p>(2) スーパー中枢港湾の育成 (再掲)</p>			
	<p>関係府省 (国土交通省)</p>	<p>(3) シングルウィンドウ化の実現 (再掲)</p>			

<p>財源について関係府省で見直しをつけた上で、国土交通省は、羽田空港を再拡張し、2000年代後半までに国際定期便の就航を図る。</p>	<p>国土交通省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年10月23日、「羽田空港再拡張事業工法評価選定会議報告書」がまとめられ、新設滑走路の建設工法について、提案された3工法（栈橋工法、埋立・栈橋組合せ工法、浮体工法）とも、適切な設計を行うことで建設可能とされた。 ・平成14年12月6日、「交通政策審議会航空分科会答申」がまとめられ、羽田空港再拡張のできる限りの早期着工・早期完成を図り、国際定期便の就航を図ることとされた。 ・平成15年度予算案において、着工準備調査費15億円が認められた。 ・平成15年1月16日、第1回「羽田空港再拡張事業に関する協議会」を開催し、国土交通大臣と首都圏関係7自治体首長との間で意見交換を行った。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「羽田空港再拡張事業に関する協議会」を通じ、首都圏の関係自治体と協議・調整を行い、事業の円滑な推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①「羽田空港再拡張事業に関する協議会」を通じ、首都圏の関係自治体と協議・調整を行い、事業の円滑な推進を図る。 ②再拡張事業の着工に備えて環境影響調査・土質調査等を実施する。
--	--------------	--	--	--	---